

## 中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 6月

### Contents

#### 税務法規

1. 交通運輸業及び一部の先進型サービス業に対する増値税試行に係る税収政策の全国展開に関する通達(財税[2013]37号)
2. 輸出企業が行う輸出貨物税額還付(免除)申告の際に必要な外貨受取資料の提出に関する問題についての公告(国家税務総局公告[2013]30号)
3. その他の通達

#### 商務法規

1. 2013年経済体制改革の強化に関する通達(国発[2013]20号)
2. 内資プロジェクトの輸入設備に係る免税証明の提供に関する通達(2013)(発改弁規畫[2013]852号)

#### 税関法規

1. 横琴新区開発の輸入に対する税収政策に関する通達(財関税[2013]17号)

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2013年6月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 6月 7日 第2013021号
- ▶ 2013年 6月 14日 第2013022号
- ▶ 2013年 6月 21日 第2013023号
- ▶ 2013年 6月 28日 第2013024号

Japan Business Servicesグループで、2013年6月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 交通運輸業及び一部の先進型サービス業に対する増値税試行に係る税收政策の全国展開に関する通達 (財税[2013]37号)

#### 概要

2013年4月10日、交通運輸業及び一部の先進型サービス業に対する営業税から増値税への改革の試行(以下、増値税改革試行)に関する国务院会議の決議に基づき、2013年5月24日、財政部及び国家税務総局は共同で、2013年8月1日より全国規模での増値税改革試行を展開するため、37号通達(以下、「37号通達」)を公布した。37号通達の公布により、現行の増値税試行政策が調整及び改善された。

37号通達の主な内容は以下の通り。

#### **37号通達の附録**

附録1: 増値税改革試行実施弁法

附録2: 増値税改革試行の関連事項の規定

附録3: 増値税改革試行の経過措置に関する規定

附録4: ゼロ税率及び免税政策が適用される課税役務に関する規定

#### **現行の増値税改革試行政策に対する改正**

37号通達における改正事項については、以下のとおり。

項目	37号通達の規定
課税対象役務の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ ラジオ・映画・テレビ番組(作品)の製作、配給及び放送に関するサービスを増値税改革試行の先進型サービス業の範囲に追加する。</li><li>▶ 財税[2011]111号、即ち「上海市における交通運輸業及び一部の先進型サービス業の増値税改革試行に関する通達」において、広告サービスの課税役務範囲に含まれていた広告設計サービスを設計サービスの課税役務範囲に含める。</li><li>▶ 広告代理サービスを広告サービスの課税役務範囲に含める。</li></ul>
仕入税額の控除	増値税一般納税者は、消費税の課税対象となる自家用のオートバイ、自動車、ヨットの購入により生じた仕入税額を売上税額より控除できる。

項目	37号通達の規定
簡易課税方式	<p>増値税一般納税者は、公共交通運輸サービスにより生じた所得について、簡易課税方式により増値税を計算することができる。長距離バス、定期バス、地下鉄、路面電車に加え、旅客用連絡船、公共旅客輸送及びタクシーが公共交通運輸サービスの課税役務範囲に含まれる。</p>
経過措置	<p>下記の経過措置が廃止された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 増値税計算上、交通運輸サービス、倉庫サービス、広告代理サービス、国際貨物運輸代理サービスを提供する場合に適用されていた差額計算方式(従来は営業税計算上も差額計算方式が適用されていた。)</li> <li>▶ 運輸費用精算証票(鉄道運輸費用精算証票を除く)による仕入税額の控除。</li> <li>▶ 国際運輸業に関する所得の二重課税の回避に関する条項を中国政府と締結していない国家及び地域に所在する企業又は個人が、居住者企業または居住者に提供する国際運輸サービスに課税される3%の増値税の源泉徴収義務。</li> </ul>
税収減免政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ゼロ税率及び免税が同時に適用される課税対象サービスの場合、ゼロ税率が適用される。</li> <li>▶ 財政部及び国家税務総局の規定によりゼロ税率が適用される場合を除き、居住者企業及び居住者が提供する以下のサービスについては、新たに増値税免税サービスの課税役務の範囲に含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国外において提供するラジオ・映画・テレビ番組(作品)の配給及び放送サービス。</li> <li>▶ 居住者企業及び居住者により、中国及び台湾、香港、マカオ間にて提供される交通運輸サービス並びに関連許可証書を取得せずに台湾、香港、マカオにおいて提供される交通運輸サービス。</li> <li>▶ 非居住者企業に提供されるラジオ・映画・テレビ番組(作品)の製作サービス、タイムチャーターサービス、船舶のチャーターサービス、航空機のウェットリースサービス。</li> </ul> </li> </ul>

### **37号通達により廃止された通達**

37号通達は2013年8月1日より施行され、当該施行により下記の通達・条項が廃止される。

廃止された通達・条項	通達名	弊所「中国税務及び投資速報」及び「中国間接税情報」の出版番号
財税[2011]111号	上海市における交通運輸業及び一部の先進型サービス業の増値税改革試行に関する通達	「中国税務及び投資速報」第2011030号及び「中国間接税情報」第2011002号
財税[2011]131号	課税役務に適用される増値税ゼロ税率及び免税政策に関する通達	「中国税務及び投資速報」第2012002号
財税[2011]133号	交通運輸業及び一部の先進型サービス業の増値税改革試行に係わる若干の租税政策に関する通達	「中国税務及び投資速報」第2012002号
財税[2012]53号	交通運輸業及び一部の先進型サービス業の増値税改革試行に係る若干の租税政策に関する補足通達	「中国税務及び投資速報」第2012025号
財税[2012]71号	北京等の8つの省・市における交通運輸業及び一部の先進型サービス業の増値税改革試行の試行地域に関する通達	「中国税務及び投資速報」第2012027号
財税[2012]86号	交通運輸業及び一部の先進型サービス業の増値税改革試行の課税サービス範囲等に係る若干の租税政策に関する補足通達	「中国税務及び投資速報」第2012042号
財税[2003]16号第三条第(十六)及び第(十八)項	営業税に係わる若干の租税政策に関する通達	

## 所見

37号通達の公布により下記に示す項目の変更が行われた。これは、中国政府による増値税改革試行に対する税収政策の標準化及び改善並びに納税者の負担の軽減の実現を企図したものである。

- ▶ 小規模納税者の範囲の明確化。即ち、経常的に増値税課税役務が発生しない企業は、小規模納税者を選択できる。
- ▶ 増値税改革試行の課税対象役務の範囲に、ラジオ・映画・テレビ番組(作品)製作、配給及び放送サービスが含まれる旨の明確化。
- ▶ 仕入税額として控除できる増値税専用領収書の範囲に、貨物運輸業増値税専用発票及び自動車販売統一発票が含まれる旨の明確化。

- ▶ 消費税の課税対象となる自家用オートバイ、自動車、ヨットに関する仕入税額控除による納税者の税負担の軽減。
- ▶ ゼロ税率及び免税が同時に適用される課税対象サービスの場合における、ゼロ税率の優先適用による優遇政策の拡大。

## 2. 輸出企業が行う輸出貨物税額還付(免除)申告の際に必要な外貨受取資料の提出に関する問題についての公告(国家税務総局公告[2013]30号)

### 概要

計算の正確性、輸出貨物税額還付(免除)申告に対する審査、輸出業務の真実性についての審査及び輸出貨物税額還付を不正に行う違法行為を阻止するため、国家外貨管理局公告[2012]1号通達(以下、「1号公告」、即ち「貨物貿易外貨管理制度改革の公告」)及び国発明電[1995]3号通達(以下、「3号通達」、即ち「国務院の輸出税金還付率引き下げ修正による輸出還付税金管理強化に関する通知」)の規定に基づき、2013年6月9日、国家税務総局は国家税務総局公告[2013]30号(以下、「30号公告」)を公布した。本公告において、輸出企業の輸出貨物税額還付(免除)の申告に対し、外貨受取資料の提出に関する問題点を明確にした。本通達は2013年8月1日より施行される。

30号公告の主な内容は以下の通り。

### 適用企業範囲

委託輸出企業を除く輸出企業に対して本通達が適用される。

### 適用貨物範囲

輸出貨物について、本通達が適用されるが、以下を含まない:

- ▶ 財税[2012]39号通達(以下「39号通知」、即ち「輸出貨物・役務の増値税および消費税政策に関する通知」)の規定に基づく見なし輸出貨物。
- ▶ バーター貿易輸出貨物
- ▶ 委託輸出貨物
- ▶ 国境小額貿易輸出貨物

## 輸出外貨受取及び輸出貨物税額還付(免除)

30号公告の第一条により、輸出企業が税額還付(免除)を申告する輸出貨物に対し、本公告添付資料三で記載する特段の事由で外貨受取ができない場合、または輸出貨物税額還付(免除)申告期限までに外貨受取できない場合を除き、輸出税額還付(免除)申告期限までに外貨受取をしなければならなく(人民元決済の場合は人民元を受取、以下同じ)、且つ本公告の規定に従い外貨受取資料を提出しなければならない。

規定の期限内に外貨を受領していない貨物に関しては増値税免税優遇政策が適用される。期限内での外貨受取が未了であるが税額還付(免除)手続きをすでに適用した企業は免税・控除・還付計算に参入された金額の取消し(生産企業に適用)または還付された税額(貿易企業に適用)の返納が必要になる。

### 重点管理企業が輸出貨物税額還付(免除)を申告する際、輸出外貨受取証憑を提出しなければならない

30号公告第二条により、重点管理企業が輸出貨物税額還付(免除)を申告する際、輸出外貨受取証憑を提出しなければならない。生産企業は外貨受取していない輸出貨物に関し、免税・控除・還付税額計算への参入を暫定的に中止し、外貨を受領後輸出外貨受取証憑を提出して、免税・控除・還付税額の計算に参入する。重点管理企業の範囲と執行期限は以下の通り:

重点管理企業範囲	執行期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外貨管理部門から B・C 類企業と認定された企業</li> <li>▶ 外貨管理部門から重点管理企業とされた企業</li> <li>▶ 人民銀行からクロスボーダー貿易人民元決済の重点管理企業とされた企業</li> <li>▶ 税関から C・D 類とされた企業</li> <li>▶ 税務機関から納税信用等级が D 類とされた企業</li> </ul>	主管税務機関通知日よりその状況が終了する日まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 増値税専用發票またはその他の増値税控除証憑の虚偽発行、増値税脱税、輸出税額還付を不正に行うなどの違法行為で、税務機関より処分が科された企業</li> <li>▶ 輸出・輸入管理、外貨受取・支払管理などの規定に違反したため、税関、外貨管理局、人民銀行、商務部などの部門より処分が科された企業</li> <li>▶ 主管税務機関へ申告する外貨受取ができない理由が虚偽である企業</li> <li>▶ 主管税務機関へ提出する輸出貨物外貨受取証憑が虚偽である企業</li> </ul>	主管税務機関通知日より24ヶ月以内
上述した複数の状況が並存する企業	適用される上記2つの期限のうち遅い期日
前年度の外貨受取率 <sup>1</sup> が70%を下回る企業	当該企業の前年度の外貨受取率が70%以下であると主管税務機関が認定する年度の5月から翌年4月まで

<sup>1</sup>30号公告第二条130号公告により、外貨受取率は以下の公式より計算する:

外貨受取率 = (外貨管理局、人民銀行が提供する企業の前年度の輸出外貨受取金額 + 企業が申告し主管税務機関の審査を経て認定された外貨受取できない金額) ÷ 企業が税額還付(免除)を申告する前年度輸出貨物の輸出金額

**非重点管理企業が輸出貨物税額還付(免除)を申告する場合、輸出外貨受取証憑の提出を要しない。**

前述した輸出企業を除く企業が輸出貨物税額還付(免除)を申告する場合、輸出外貨受取証憑を提出する必要はない。ただし主管税務機関は税額還付審査において、企業が輸出還付(免除)を申告する貨物の輸出業務の真実性を疑問視した場合、企業は規定に従って外貨受取資料を提出しなければならない。税務機関が有する関連する疑問点を解決した後に輸出企業は還付(免除)申告手続きを行う。

### **30号公告添付資料三における特段の事由により外貨受取ができない場合で外貨受取と見なす場合**

30号公告添付資料三に列挙される事由により外貨受取ができない場合(例えば輸出貨物の品質問題、輸入企業倒産・閉鎖もしくは解散)、輸出企業は規定に従って主管税務機関に関連する証明資料を提出し、主管税務機関の審査認定を得て外貨受取と見なされる可能性がある。

### **輸出契約書に規定された外貨全額の受領完了日が輸出還付(免除)申告期限より遅い場合についての規定**

上述した輸出契約について、輸出企業は契約書に規定された外貨受取最終日の翌月の増値税納税申告期限までに、主管税務機関へ外貨受取証憑を提出しなければならない。提出できない場合には、対応する輸出貨物について増値税免除優遇政策が適用される。

### **非合法の外貨受取資料を提供する場合に対する管理**

主管税務機関は、輸出企業が輸出貨物還付(免除)申告に提出した外貨受取資料について以下の状況が確認された場合、「税收徴収管理法」の対応する規定により処罰するほか、対応する輸出貨物は増値税課税政策が適用される。また脱税、輸出税還付の詐取行為と認められた場合には、査察部門による調査が実施される。

- ▶ 外貨受取できない理由もしくは証明資料が虚偽である
- ▶ 外貨受取証憑が虚偽である

さらに30号公告は、外貨受領について税務機関が疑義をもった場合の輸出貨物還付(免除)の取扱いも明確にしている。

## 所見

国務院が公布した3号通達によると、関連する政府部門は厳格に外貨決済と税額還付との関連性を確認することを要求している。輸出企業が税額還付申告手続きを行う際、輸出外貨受取の照合審査手続済みの輸出外貨受取照合書を提出しなければならない。しかしながら、国家外貨管理局、税関及び国家税務総局が2012年6月27日に公布した1号公告では、2012年8月1日より外貨受取照合のための上記手続きは不要となった。計算の正確性、輸出貨物税額還付(免除)の審査、輸出業務の真実性についての審査及び輸出貨物税額還付を詐取する違法行為の回避のため、国家税務総局が30号公告を公布した。

本公告は輸出企業の輸出税額還付(免除)申告資格に大きな影響をもたらすことになる。

- ▶ 特段の事由がない場合、規定の期限までに税務機関へ全ての輸出税額還付(免除)に関わる外貨受取証憑を提出しなかった輸出企業は、輸出税額還付優遇政策を享受できず増値税免除政策が適用される。
- ▶ 特段の事由がない場合、重点管理企業が税務機関へ外貨受取資料を提出しない場合、免税・控除・還付税額計算への参入が暫定的に認められない。
- ▶ 主管税務機関が輸出業務の真実性に対して疑問がある場合には、非重点監督管理企業は税務機関へ外貨受取に関わる資料を提出しなければならない。
- ▶ 非合法の外貨受取資料を提出(即ち、虚偽の外貨受取できない理由もしくは証明資料の提供及び虚偽の外貨受取証憑の提供)した場合、当該輸出業務に関して輸出税額還付(免除)の優遇を享受できないほか処罰も科される。

輸出企業は30号公告の内容を十分に理解し、法規を正しく運用するための手続きを整える必要がある。輸出税額還付(免除)申告手続きの要求を満たすために、特に輸出外貨受取に関する資料の提出に関する規定について留意が必要である。疑問点がある場合、税務の専門家に問い合わせることが好ましい。



### 3. その他の通達

- ▶ 「委託徴収管理弁法」に関する公告(国家税務総局公告[2013]24号)
- ▶ 実事助学社会事業団に対する2013年度公益性寄付金の税前控除に関する通達(財税[2013]22号)
- ▶ 交通運輸業及び一定の先進型サービス業に対する増値税試行の一般納税者資格の認定に関する通達(国家税務総局公告[2013]28号)
- ▶ 蘇州工業園區における企業投資家によるベンチャーキャピタル投資に関わる企業所得税政策の試行に係る徴税管理に関する通達(国家税務総局公告[2013]25号)
- ▶ 「中華人民共和国税収徴収管理法の修正案(草案)」に関する公開意見の募集に関する通知
- ▶ 送電企業の新規送電建設事業に対する企業所得税の優遇措置の適用に関する通達(国家税務総局公告[2013]26号)

### 商務法規

1. 2013年経済体制改革の強化に関する通達(国発[2013]20号)
2. 内資プロジェクトの輸入設備に係る免税証明の提供に関する通達(2013)(発改弁規畫[2013]852号)

### 税関法規

1. 横琴新区開発の輸入に対する税収政策に関する通達(財関税[2013]17号)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

### 北京

高浜 学 税務・移転価格  
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

天野 智博 監査  
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格  
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査  
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

### 大連

佐々木 大 監査  
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

### 上海

高橋 臣一 監査  
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格  
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査  
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融  
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査  
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

田中 勝也 監査  
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

金杉 喜文 監査  
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査  
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

篠崎 洋樹 税務  
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A  
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

### 広州

長内 幸浩 監査  
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務  
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査  
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

### 深圳

玉城 正勝 監査  
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

### 香港

重富 由香 監査  
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

中野 強 監査  
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

榊原 史典 監査  
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融  
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

## 東京

### 新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格  
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396  
崔 虹 税務  
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

### 新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般  
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131  
松原 充哉 中国ビジネス一般  
matsubara-mts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

### 新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般  
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000035

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china